

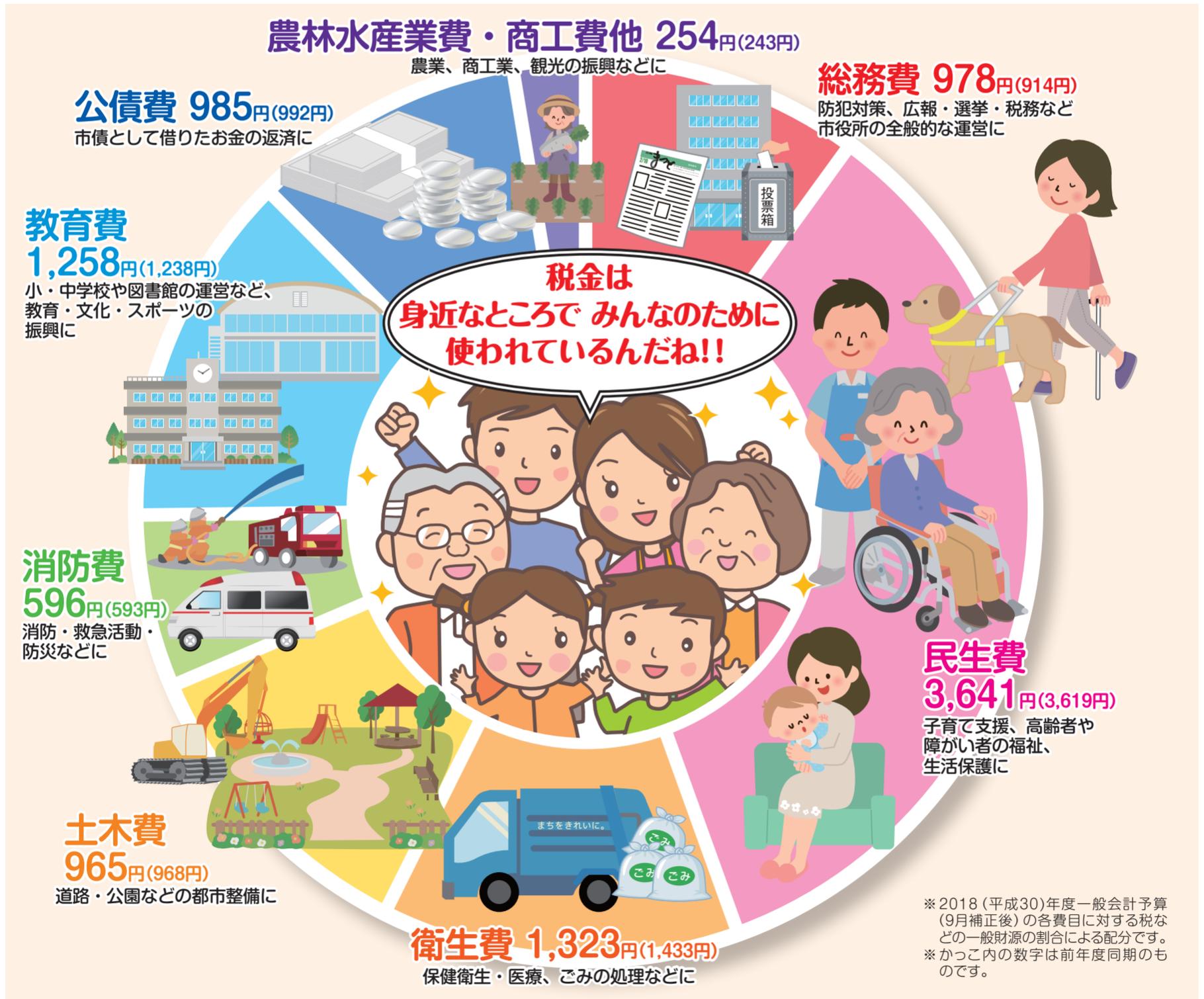
発行/松戸市 編集/税制課
〒271-8588 松戸市根本387の5
☎047-366-1111 (代表) ☎047-363-3200
🌐 <https://www.city.matsudo.chiba.jp/>



このまち 松戸 あなたの税、いきています

市税1万円の使いみち

市では、皆さんが住みやすいまちになるように、さまざまな仕事を行っています。そこで、市税がどのような仕事に使われているかを図に表しました。



松戸市の税

税金は、公平な課税のために多くの種類や仕組みがあります。この特集号では、皆さんの生活に身近な「市民税」「固定資産税・都市計画税」「軽自動車税」について紹介します。

- 市民税 …… 前年中に一定額以上の所得があった人、市内に事務所などがある法人に課税されます → **2・3 ページ**
- 固定資産税 …… 土地や家屋、事業に使う機械などの償却資産を所有する人に課税されます → **4・5 ページ**
- 都市計画税 …… 市街化区域内に所在する土地や家屋の所有者に課税されます → **4・5 ページ**
- 軽自動車税 …… バイクや軽自動車などを所有している人に課税されます → **6 ページ**
- 市たばこ税 …… たばこの消費に対してかかり、販売価格に含まれています
- 事業所税 …… 一定規模以上の事業を行う個人や法人に課税されます

2019(平成31)年度 市民税・県民税

市民税・県民税とは

市民税・県民税は一般的に「住民税」と呼ばれ、その年の1月1日にお住まいの自治体に納税します。
 税額は前年の1月から12月までの所得や生活状況に基づいて計算されます。納められた税金は、市民の皆さんの安全安心な生活のためのさまざまな事業に使われます。

市民税・県民税の申告

申告とは

前年の1月から12月までの所得と控除(家族の扶養の有無、医療費控除など)を自治体や税務署に書類として提出することです。

申告は全員が必要というわけではありません。右記のフローチャートで申告が必要かどうか確認してみてください。

窓口での申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書(※)
- 給与所得の源泉徴収票
- 公的年金等の源泉徴収票
- 個人番号が分かるものと本人確認書類(郵送による申告書提出の場合はコピーをご用意ください)
- 国民健康保険や国民年金等の社会保険料の控除証明書
- 生命保険料、地震保険料、長期損害保険料の払込証明書
- その他の控除資料(医療費の明細書等、障害者手帳など)
- 認め印
- 銀行などの口座番号(所得税還付の場合)

※市民税・県民税申告書は2月上旬ごろ、一定の条件に当てはまる人にお送りしています。また、市民税課や各支所、申告会場にも備えてあります。

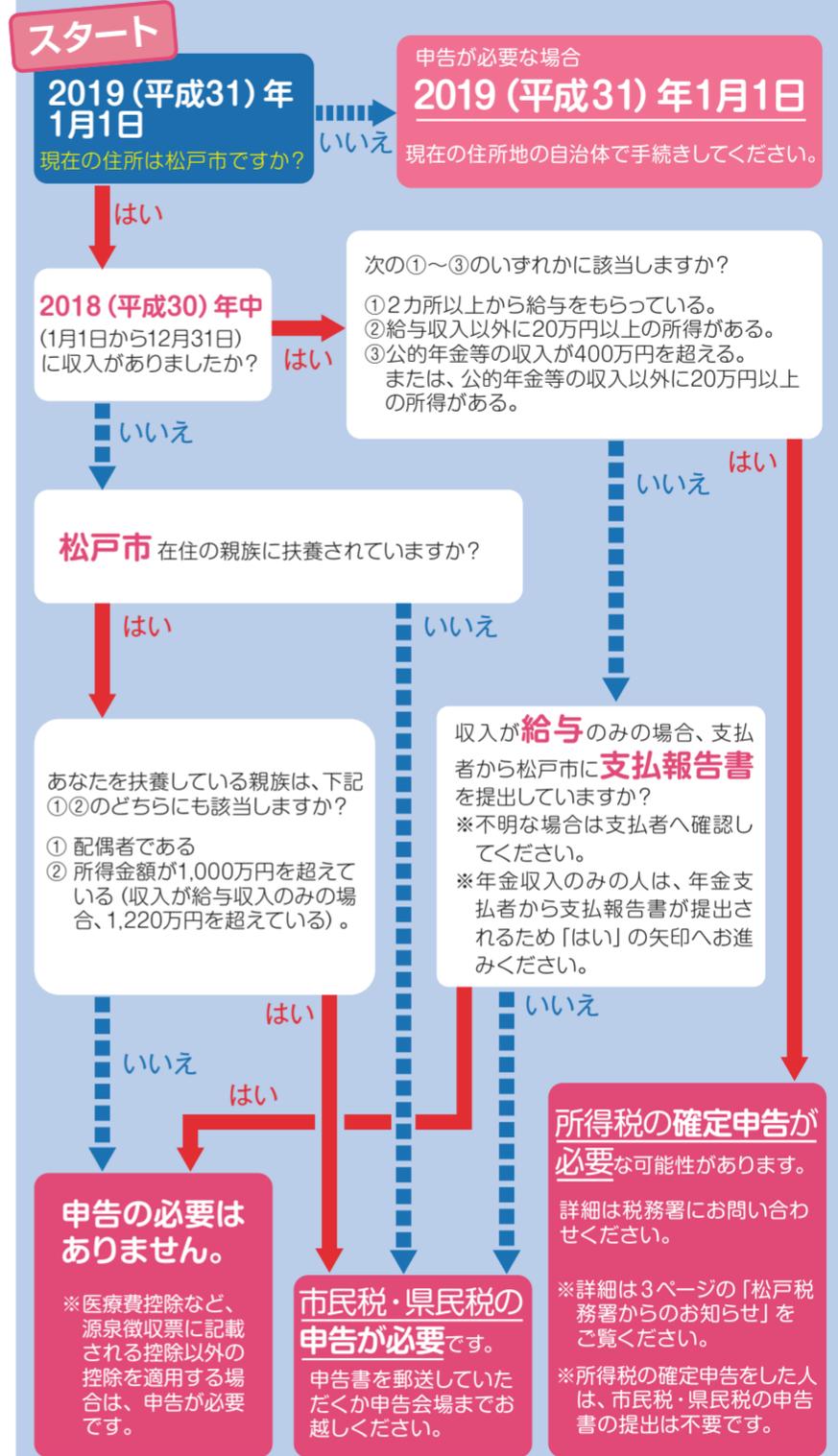
郵送による申告

申告書に氏名・住所・連絡先等を記入し、押印の上、上記の「窓口での申告に必要なもの」を同封して「〒271-8588 松戸市役所市民税課」にお送りください。控えが必要な場合は、切手を貼り、住所・氏名を記入した返信用封筒を同封してください。

なお、所得税の確定申告書の提出先は、3ページの「松戸税務署からのお知らせ」をご覧ください。

申告フローチャート

あなたは申告が必要? 確認してみましょう!



各会場での受付日は下表のとおりです(○印が実施日)。各会場とも駐車場の数が限りがあるため、ご来場の際は公共交通機関等をご利用ください。

申告期間 2月18日(月)～3月15日(金) 受付時間 9時～11時30分 / 13時～16時 (提出のみの場合は17時まで)

会場	期日	2月								3月												
		18(月)	19(火)	20(水)	21(木)	22(金)	25(月)	26(火)	27(水)	28(木)	1(金)	4(月)	5(火)	6(水)	7(木)	8(金)	11(月)	12(火)	13(水)	14(木)	15(金)	
市役所本館2階大会議室		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新松戸市民センター3階		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小金原市民センター2階		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
六実市民センター2階		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
矢切支所2階		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
常盤平市民センター1階		—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小金保健福祉センター3階		—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東部支所2階		—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注意 ● 矢切支所・東部支所にはエレベーターが設置されていません。 ● 土・日曜日の受け付けは行っていません。
 ● 市役所本館2階大会議室では市民税・県民税申告書の受け付けのみ行い、所得税の確定申告の作成は行いません。

税の申告

☎ 市民税課 (個人市民税) ☎ 366 - 7322
 (法人市民税) ☎ 366 - 7136
 ✉ mcshiminzei@city.matsudo.chiba.jp

2019(平成31)年度市民税・県民税の税制改正

配偶者控除および配偶者特別控除の見直し

配偶者控除

2019(平成31)年度以降は納税義務者(扶養する人)の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000万円を超えると適用を受けられなくなります。

配偶者特別控除

2019(平成31)年度以降は配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の前年の合計所得金額の上限が123万円以下に引き上げられました。また、納税義務者(扶養する人)の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000万円を超えると適用を受けられなくなります。

用語の定義

同一生計配偶者……納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

控除対象配偶者……同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者をいいます。

注意

- 納税義務者の合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合、配偶者控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として扶養の人数に含まれます。
- 合計所得金額が1,000万円超であり、同一生計配偶者を有する納税義務者で、その同一生計配偶者が障がい者に該当する場合は、配偶者控除の適用はありませんが、「障害者控除」を受けることができます。詳細は、国税庁ホームページまたは市ホームページをご覧ください。

控除額の詳細は、右のQRコードを読み取るか、または市民税課にお問い合わせください。



市ホームページ

Q&A

Q パート収入はいくらを超えると課税されますか？また、扶養に入れる判定金額はいくらですか？



A 給与収入が100万円(所得金額35万円)を超えると課税されます。扶養の範囲は給与収入で103万円(所得金額38万円)以下なら、配偶者控除・扶養控除を受けることができます。また、納税義務者(扶養する人)の所得金額が1,000万円以下で配偶者の給与収入が103万円超から201万6千円未満であれば、配偶者特別控除を受けることができます。

Q 住民税の支払い方法を教えてください。



A ①給与特別徴収(給与収入からの天引き)、②年金特別徴収(年金収入からの天引き)、③普通徴収(納付書や口座振替での支払い)の3つです。給与収入がある人については①、年金収入がある人については②、その他の収入がある人については③での支払いになります。詳細は市ホームページをご覧ください。※上記に当てはまらない場合もあります。

法人市民税

法人市民税とは

市内に事務所等を有する法人が納税義務者です。資本金等の額および従業者数により区分される均等割と、資本金または出資金の額および法人税額(国税)により区分される法人税割からなります。

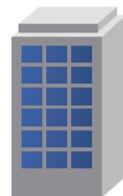
均等割の税率

法人の区分	資本金等の額※		1千万円以下		1千万円超~1億円以下		1億円超~10億円以下		10億円超~50億円以下		50億円超	
	市内の従業者数		50人以下	50人超	50人以下	50人超	50人以下	50人超	50人以下	50人超	50人以下	50人超
均等割額(年額)			5万円	12万円	13万円	15万円	16万円	40万円	41万円	175万円	41万円	300万円

※2015(平成27)年4月1日以降に開始する事業年度分からは「資本金等の額」または「資本金と資本準備金の合算額」です。

法人税割の税率

法人の区分	2014(平成26)年9月30日以前に開始する事業年度	2014(平成26)年10月1日以降に開始する事業年度
資本金または出資金の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年500万円以下の法人	12.3%	9.7%
上記以外の法人	14.7%	12.1%



松戸税務署からのお知らせ

申告書はご自分で作成し、提出はお早めに

- 所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納税は、3月15日(金)まで
- 個人事業者の消費税の申告と納税は、4月1日(月)まで
- 申告書の作成を税理士に依頼される際は、にせ税理士にご注意ください。

医療費控除について

- 2017(平成29)年分の確定申告から、領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

マイナンバー制度について

- 2016(平成28)年分の確定申告から、申告書へのマイナンバーの記載が必要です。なお、申告書の提出の都度、マイナンバーの記載と本人確認書類の掲示または写しの添付が必要です。

国税庁ホームページで申告書等を作成できます

- 所得税及び復興特別所得税・個人消費税・贈与税の申告書等が、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を使えば、24時間いつでも作成できます。申告書等は印刷し、添付書類と一緒に郵送等で提出してください。
- ※スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。
- ※「医療費控除の明細書」も作成できます。
- 電子申告(e-Tax)の事前準備が完了している方は、申告書等のデータをインターネットで送信することもできます。詳しくは、e-Taxホームページでご確認ください。

申告書・届出書等は「信書」に該当しますので、郵便または信書便で送付してください

- 郵便または信書便で提出する人は、

封筒の裏面に、住所・氏名を記入してください。また、申告書の控えに受付印が必要な人は、控えもボールペンで記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

2018(平成30)年分の申告書作成会場は、松戸税務署です

- 開設期間 2月18日(月)から3月15日(金)まで
- ※土・日曜日を除きますが、2月24日、3月3日の日曜日は開場します。

- 相談時間 9時から17時まで(受け付けは8時30分から16時までです。会場が混雑している場合には受け付けを早めに締め切ることがあります。)

- 会場は大変混雑しますので、ご自宅で国税庁ホームページ等を利用して申告書等を作成し、印刷して提出することをお勧めします。

- 注意事項 税務署の駐車場に申告書作成会場(プレハブ)を設置してい

ますので、駐車場が使用できません。お車での来署はご遠慮ください。



納税は便利な振替納税で

- 納税は、便利な振替納税をご利用ください。
- 所得税の振替日…4月22日(月)
- 消費税の振替日…4月24日(水)
- お申し込みは税務署または金融機関へ。

☎ 松戸税務署
 ☎ 363-1171(代表)
 〒271-8533
 松戸市小根本53の3

固定資産税

固定資産税・都市計画税とは

固定資産税(税率1.4%)

毎年1月1日の固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者が、固定資産の所在する市町村に納める税金です。行政サービスを提供する市町村の財政を支えています。

都市計画税(税率0.23%)

土地・家屋の所有者が固定資産税と共に納める税金です。都市計画事業や区画整理事業のための費用に充てられます。

税額算定の流れ

総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて固定資産の評価額(=価格※1)を決定し、その価格を基に課税標準額(※2、※3)を算定

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} = \text{税額}$$

税額等を記載した納税通知書を毎年4月上旬に送付

- ※1 実際の売買価格とは異なります。
- ※2 課税標準額は、原則として評価額と同一です。ただし、特例等がある場合には、評価額と異なる場合があります。
- ※3 市内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産それぞれの固定資産の課税標準額の合計が、次の金額に満たない場合は課税されません。
〔土地：30万円 家屋：20万円 償却資産：150万円〕

土地に対する課税

土地は、毎年1月1日の利用状況に基づいて地目を認定します。地目によって計算方法が異なりますので、土地の利用状況を変えると税額が変わる場合があります。

利用状況(地目)



住宅用地の特例

住宅が建っている土地には、住宅用地の特例という減額措置があります。

住宅1戸につき200㎡分までは小規模住宅用地の特例が適用され、固定資産税課税標準額が評価額の6分の1に、都市計画税課税標準額が評価額の3分の1になります。そのため、住宅が建っている土地と建っていない土地とでは税額に差が生じます。

評価額(3,000万円)が同じでも利用状況が異なる土地(200㎡)の例

		1戸の住宅が建っている場合	更地や駐車場の場合
固定資産税	課税標準額	(評価額) 3,000万円×6分の1 = 500万円	(評価額) 3,000万円×10分の7 = 2,100万円
	税額	(課税標準額)(税率) 500万円×1.4% = 7万円…①	(課税標準額)(税率) 2,100万円×1.4% = 29万4,000円…③
都市計画税	課税標準額	(評価額) 3,000万円×3分の1 = 1,000万円	(評価額) 3,000万円×10分の7 = 2,100万円
	税額	(課税標準額)(税率) 1,000万円×0.23% = 2万3,000円…②	(課税標準額)(税率) 2,100万円×0.23% = 4万8,300円…④
合計の税額(年間)		① + ② = 9万3,000円	③ + ④ = 34万2,300円



家屋に対する課税

新築住宅に対する税の減額措置

新築後3年度分(地上3階建て以上の耐火・準耐火建築物は5年度分)は、床面積120㎡分まで固定資産税額の2分の1が減額されます。
例えば、木造2階建てで床面積100㎡の新築の居宅(評価額および課税標準額800万円)を取得した場合は、税額は次のとおりです。

固定資産税	税額	(課税標準額)(税率) 800万円×1.4% = 11万2,000円	→	(税額) 11万2,000円×2分の1 = 5万6,000円…①
都市計画税	税額	(課税標準額)(税率) 800万円×0.23% = 1万8,400円…②		※都市計画税には新築の減額措置はありません。
合計の税額(年間)		① + ② = 7万4,400円		

減額期間

区分	面積要件	減額期間
耐火建築物	50㎡(貸家共同住宅の1戸当たりの面積は40㎡)以上280㎡以下	3年度分 (地上3階建て以上は5年度分)
準耐火建築物		3年度分
その他の建築物		5年度分
認定長期優良住宅(耐火・準耐火建築物)		(地上3階建て以上は7年度分)
認定長期優良住宅(その他の建築物)		5年度分

既存住宅に対する税の減額措置

工事費用や工事内容には一定の要件があります。詳細は固定資産課税にお問い合わせください。また、市ホームページにも詳細を掲載していますのでご覧ください。



耐震改修

減額対象住宅 1982(昭和57)年1月1日以前から所在し、2020(平成32)年3月31日までに改修工事が行われた住宅
減額割合 翌年度分の家屋に対する固定資産税額の2分の1を減額(1戸当たり120㎡分まで)

バリアフリー改修

減額対象住宅 新築された日から10年以上経過した50㎡以上280㎡以下の住宅のうち、2020(平成32)年3月31日までに改修工事が行われた、65歳以上の人・要介護等の認定を受けている人・障がい者のいずれかが居住している住宅(貸家住宅を除く)
減額割合 翌年度分の家屋に対する固定資産税額の3分の1を減額(1戸当たり100㎡分まで)

省エネ改修

減額対象住宅 2008(平成20)年1月1日以前から所在し、2020(平成32)年3月31日までに改修工事が行われた50㎡以上280㎡以下の住宅(貸家住宅を除く)
減額割合 翌年度分の家屋に対する固定資産税額の3分の1を減額(1戸当たり120㎡分まで)



都市計画税

問 固定資産税課 ☎ 366-7323
✉ mckoteishisan@city.matsudo.chiba.jp

償却資産に対する課税

償却資産とは、土地・家屋以外のもので、法人・個人事業者を問わず、その事業のために用いることのできる資産（構築物、機械装置、器具、備品など）をいいます。（詳細は市ホームページをご覧ください。）

償却資産の評価は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、資産の取得価額および耐用年数に応じた減価率を基準として評価します。

市内に事業用の償却資産（貸し付けているものを含む）を所有している人は、毎年1月1日現在の資産所有状況をその年の1月31日までに申告する必要があります。

※貸駐車場等を所有している場合で申告の対象となる資産は右図のとおりです。ご自身で取り付けた資産が対象です（駐車場を管理している会社に取り付けた場合は、その会社からの申告が必要です）。



償却資産として申告が必要な資産



固定資産の利用状況が変わったときはご連絡ください

固定資産調査にご理解とご協力をお願いします。



納税通知書（土地・家屋）につづられている変更事項等連絡用はがきに記入して返送するか、固定資産税課にご連絡ください。

- ◆土地…現況や利用状況に変更があった場合など
- ◆家屋…新築、増築、改修、取り壊しがあった場合など

なお、固定資産の評価・課税を適正に行うため、地方税法の規定に基づき、実地調査に伺う場合がありますのでご了承ください（調査の際には、固定資産評価補助員証を携帯します）。

納税義務者の相続について

固定資産（土地・家屋）の所有者が1月1日前に死亡している場合は、相続人の中から代表者を申し出ていただきます。

市に死亡届を提出した人に「相続に伴う固定資産税及び都市計画税に係る納税義務者等に関する回答書」を送付していますので、回答をお願いします。

未登記家屋を所有している場合は、所有者変更の手続きが必要となります。詳細は固定資産税課にお問い合わせください。

また、市ホームページにも詳細を掲載していますのでご覧ください。



登記の相談について

- 売買や相続による所有権移転手続きなど
- 全部事項証明書の取得

問 千葉地方方法務局松戸支局
松戸市岩瀬473番地18
☎ 363-6278



縦覧制度について

納税者が自己所有の土地・家屋と、市内の他の土地・家屋の評価額を比較することができる制度です。

縦覧期間

4月1日(月)～5月7日(火)（閉庁日を除く）各8時30分～17時

縦覧場所

松戸市役所固定資産税課(新館2階)



その他の質問は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ
「固定資産税Q&A」



Q&A

Q 2018(平成30)年12月に自己所有の家屋を売却し、2019(平成31)年2月には所有権移転登記を済ませました。2019(平成31)年度の固定資産税は誰に課税されますか？



A 2019(平成31)年度の固定資産税は、2019(平成31)年1月1日時点で登記簿に所有者として登記されている人である、あなたに全額が課税されます。

Q 松戸市に固定資産税の納税義務がありますが、これから海外に転出します。何か手続きは必要ですか？



A 納税管理人を定める手続きが必要になりますので、固定資産税課にお問い合わせください。市ホームページ「納税管理人について」にも詳細を掲載しています。

軽自動車税

☎ 税制課 ☎ 366-7321
✉ mczeisei@city.matsudo.chiba.jp

名義変更・廃車等の手続きはお早めに

軽自動車税とは

軽自動車税は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を毎年4月1日時点で所有している登録名義人に納めていただく税です。

納税通知書の発送

2019(平成31)年度納税通知書を5月7日(火)に発送する予定です。納期限は5月31日(金)です。

納付方法

市役所収納課・各支所、市税取扱金融機関、コンビニエンスストアなどで納付できます。

減免について

体の不自由な人などは、申請により税の減免を受けられる場合があります。詳細は税制課にお問い合わせください。



2019(平成31)年度の税率

原動機付自転車および二輪車等

車種区分		税率(年額)
原動機付自転車	50cc 以下または0.6kW以下	2,000円
	50cc 超 90cc 以下または0.8kW以下	2,000円
	90cc 超 125cc 以下または1.0kW以下	2,400円
	ミニカー(50cc以下) または0.6kW以下	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他(フォークリフト等)	5,900円
軽二輪車	125cc 超 250cc 以下	3,600円
小型二輪自動車	250cc 超	6,000円

四輪(総排気量660cc以下)および三輪の軽自動車

車種区分	(1) 旧税率	(2) 標準税率	(3) 重課	(4) 軽課(グリーン化特例)				
				(ア)	(イ)	(ウ)		
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	8,100円	5,400円	2,700円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	3,800円	2,500円	1,300円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	2,900円	1,900円	1,000円
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円		

※新規検査(新車登録)の年月は、自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」に記載されます。

(1)旧税率

対象車両:2015(平成27)年3月31日以前に新規検査(新車登録)済みの車両

※ただし「初度検査年月」が2006(平成18)年3月31日以前の車両は、(3)重課の税率となります。

(2)標準税率

対象車両:2015(平成27)年4月1日以降に新規検査(新車登録)をした車両

(3)重課

対象車両:新規検査(新車登録)から13年を経過した車両

「初度検査年月」が2006(平成18)年3月31日以前の車両は、グリーン化を進める目的から、経年重課が適用されます。

(4)軽課(グリーン化特例)

燃費性能の優れた車両については、新規検査(新車登録)の翌年度に限り税率が軽減されます。詳細は、軽自動車税ホームページをご覧ください。



市ホームページ

名義変更・廃車手続き

手続きは4月1日(月)までに

手続きがされていないと、2019(平成31)年度以降も課税の対象になります。手続きをしなかったため、「納税通知書が送付された」「届かなかった」などのお問い合わせが多くなっています。

このようなことを防止するためにも、できるだけ本人が直接手続きをしてください。第三者に依頼した場合は、手続きが完了しているか必ず確認するようお願いいたします。

手続きに必要なものと場所は以下のとおりです。

松戸市ナンバー(原動機付自転車・小型特殊自動車)



区分	手続き内容	手続きに必要なもの	手続きする場所
登録	購入	・販売証明書 ・登録者の認め印	税制課 (新館2階) ☎366-7321 または各支所
	市外から 廃車済	・廃車申告受付書 ・登録者の認め印	
	未廃車 ナンバープレート(標識)付	・市外のナンバープレート(標識) ・標識交付証明書 ・登録者の認め印	
名義変更	譲り受け 廃車済	・廃車申告受付書 ・譲渡証明書 ・新しい登録者の認め印	税制課 (新館2階) ☎366-7321 または各支所
	未廃車 ナンバープレート(標識)付	・ナンバープレート(標識) ・標識交付証明書 ・譲渡証明書 ・新しい登録者の認め印	
	廃車(松戸市ナンバー)	・ナンバープレート(標識) ・標識交付証明書 ・登録者の認め印	

※手続きに来る人の本人確認ができるもの(7ページ下段)が必要です。
※譲渡証明書には、旧所有者の押印が必要です。
※ナンバープレート(標識)をき損、紛失した場合には、弁償金200円が必要です。

野田・習志野ナンバー(125ccを超える二輪車、三輪・四輪の軽自動車)

野田・習志野ナンバーの手続きについては、下記にお問い合わせください。

二輪車(125cc超)	千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2023
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所 ☎050-3816-3117



Q&A

Q バイク(原付)を盗まれてしまいました。どうすればよいですか?



A 警察署への盗難届出と廃車手続きが必要です。盗難届の手続き後、届け出た警察署名・届出日・受理番号・被害年月日を把握の上、税制課または各支所で廃車手続きをしてください。

Q インターネットでバイク(原付)を購入する予定です。登録に必要なものは何ですか?



A 購入予定のバイク(原付)が「廃車済み」か「新規登録」かによって手続きに必要なものが異なります。上記を参考に、購入前によく確認してください。

Q 市内で引っ越しをしました。バイク(原付)も住所の変更手続きが必要ですか?



A 住民基本台帳と連動しているため住民票を変更していればバイク(原付)の変更は不要です。最新住所の標識交付証明書が必要な場合は、旧標識交付証明書・本人確認書類・認め印を持参して、税制課または各支所にお越しください。

Q 所有者(使用者)が亡くなりました。必要な手続きはありますか?



A 引き続き車両を使う場合は名義変更手続きが、使わない場合は廃車手続きが必要です。

市税の納期内納付にご協力を

問 収納課 ☎ 366-7325
 ✉ mcshuunou@city.matsudo.chiba.jp
 問 債権管理課 ☎ 704-4004
 ✉ mcsaiken@city.matsudo.chiba.jp

2019(平成31)年度市税の納期限

市民税・県民税(普通徴収分)

期別	納期限
第1期	7月 1日(月)
第2期	9月 2日(月)
第3期	10月31日(木)
第4期	2020(平成32)年 1月 6日(月)

固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)

期別	納期限
第1期	5月 7日(火)
第2期	7月31日(木)
第3期	12月 2日(月)
第4期	2020(平成32)年 1月31日(金)

軽自動車税

期別	納期限
全期	5月31日(金)

市税は、納税者の皆さんに納期内に納めていただくものです。納期限までに納めなかった場合は、市役所から督促状を送付します。

また、納期限の翌日から延滞金が加算されますので、納期内納付にご協力ください。

コンビニエンスストア・ペイジーを利用した納付

コンビニエンスストアで納付する場合

- バーコードが印刷された納付書で納付できます。
- 納期限が過ぎてしまった納付書は取り扱いできません。
- 収納事故防止のため「領収証書」と一緒に「レシート」も必ずお受け取りください。

ペイジーで納付する場合

- 右記のペイジーマークの印刷された納付書で、ATM またはインターネット(モバイル)バンキングを利用して納付できます。詳細は収納課にお問い合わせください。
- ※ペイジーでの納付は領収証書が発行されませんので、「ご利用明細」等は大切に保管してください。



注意事項

- 納付書は全期と期別のどちらかを使用し、二重納付しないようご注意ください。
- 期別の納付書を使用する際は、納期をご確認ください。例えば、第2期を納付する際に誤って第4期の納付書を使用した場合、振り替えや還付はしていません。第2期の納付書を使用して市役所・支所または金融機関等で納付してください。

便利な口座振替

手続き方法

- ①口座振替依頼書をご準備ください。納税通知書に添付されているものか、市内の金融機関(ゆうちょ銀行を含む)および郵便局の窓口に備え付けのものをご利用ください。
 - ②口座情報等の必要事項を記入してください。
 - ③期別振替か全納振替のどちらかを選択してください。全納振替の場合は、第1期納期限の日に振り替えます。
 - ④金融機関(ゆうちょ銀行を含む)および郵便局の窓口に、預貯金通帳・届け出印・納税通知書・口座振替依頼書を持参し、お申し込みください。
- ※市役所では申し込みできません。

注意事項

- ゆうちょ銀行および郵便局を利用する場合は、納税通知書に添付されている口座振替依頼書では受け付けできません。窓口にて備え付けの口座振替依頼書をご利用ください(市外にお住まいの方は収納課にご連絡ください)。
- 各納期の2カ月前までにお申し込みください。
- 固定資産税は、土地・家屋の名義変更(共有持分の変更も含む)をした場合、翌年度以降の継続はできません。再度申し込みが必要です。
- 軽自動車税は、1枚の口座振替依頼書で所有する全ての車両の納付が口座振替になります。
- 預貯金の残高不足等により振替不能となった場合は、後日送付する督促状で納付してください。

納税証明書の窓口での申請

必要なもの

- 申請者の本人確認書類(下記の「本人確認のお願い」をご覧ください)
- 認め印
- 発行手数料 1税目1年度につき300円
市税に滞納がないことおよび市税の滞納処分を受けたことがないことの証明は1件につき300円。継続検査用は無料。
- 委任状(右記の注意事項をご覧ください)

発行できる場所

収納課、各支所、行政サービスセンター(松戸駅構内)

注意事項

- 本人および同一世帯の親族以外が申請する場合は、本人が記入・押印した委任状が必要です。
- 委任状には、委任者および受任者の住所・氏名・日付・委任事項等の記入と委任者の押印(法人の場合は代表者印)が必要です。
- 法人名義の納税証明書を申請する際は、委任状または会社の代表者印を持参してください。なお、行政サービスセンターでは発行できません(継続検査用を除く)。
- 法人市民税納税証明書は、市民税課でのみ発行しています。
- 市税に滞納がないことおよび市税の滞納処分を受けたことがないことの証明書は、収納課でのみ発行しています。



本人確認のお願い

各種税証明書等の申請の際は、市民の皆さんの個人情報を守り不正な申請を防止するため、窓口で申請者の本人確認書類の提示をお願いしています。下記のAから1点、お持ちでない場合はBから2点またはBとCから1点ずつを持参してください。Cの2点提示では確認要件を満たしません。

A	【官公署発行の顔写真付きのもの】運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付)、マイナンバーカード等
B	【官公署発行の顔写真なしのもの】各種健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード(顔写真なし)等
C	【本人の名前が確認できるもの】社員証、学生証、診察券、クレジット等のカード類、通帳等

※申請内容によっては、他に書類が必要な場合があります。詳細は各担当課にお問い合わせください。マイナンバーの通知カードは、本人確認書類ではありません。

納税相談を実施しています

税金は納期内に納めなければなりません。一定の要件を満たしている場合には、原則として1年以内に限り、納期延長や分割納付をすることができます。詳細は債権管理課にお問い合わせください。

※納税の公平を保つため、納期限を過ぎてても未納が続く滞納者には、財産(不動産・給与・預金等)の差し押えや公売などの強制処分を行います。

夜間窓口の開設日

日時

2月28日(木)、3月28日(木)
各17時~20時

場所

市税の納付 収納課(新館2階)
納税相談 債権管理課(本館2階)

夜間窓口は毎月最終木曜に開設しています(ただし、12月は最終ではありません)。詳細は収納課または債権管理課にお問い合わせください。



松戸市長賞

第五中学校 3年
高井 美空さん

父は飲食店を経営している。いわゆる自営業者だ。先日、九回目の決算を終えて、両親はとも喜んでおられるようにみえた。税金を納めることは大変なことなのに、なぜ喜んでおられるのか疑問に思い、母に尋ねた。すると、予想もしない答えが返ってきた。「税金を払うことは喜びと感謝。幸せでありたいことである。もちろん、生活者としては大変なことである。しかし、国民や経営者として、納税の義務をはたせることは喜びだ。」

私は、今年で中学三年生だ。義務教育が終わる年でもある。小学一年生からの九年間、私は税金のおかげで、何と自由なく勉強することができた。来年からは高校生になり、教育は「義務」ではなく「権利」になる。そこで、一生懸命働いて税を納める両親や、私たちの教育や生活を支えてくれる税に感謝し、私自身が高校生になっても精一杯勉強すること、社会に還元していきたいと思う。

さて、来年の十月から消費税が引き上げられる。消費税が引き上げられ、負担する額が増えることは大変なことである。しかし、少子高齢化が進んでいる現代社会で、現役世代



松戸市議会議員賞

根木内中学校 3年
大久保 舞さん

「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」

私は今まで、毎年配布される教科書の裏表紙に必ず書いてあるこの言葉を見てはいました。しかし、あまり気にせず使用していました。しかし、義務教育が最後の中学三年生になって改めてその言葉を見つめ直すと、あることに気が付きました。それらの教科書は、大勢の人によって納められた税金によって無償で配布されている、つまり私たちは税によって支えられている、という事です。

それは、教科書に関してだけではありません。校舎や黒板、机や椅子などの学校のものに加えて、道路や警察、消防など、私たちの生活や安全のためになくてはならない公共施設は、税金でできているのです。もし税金を納める仕組みが無かったら、私たちの生活は困ってしまつことばかりで安心して暮らすことができないものになってしまうかもしれません。これらの公共施設が無料で使用できるという事は、納めた税金が「無料」という違う形に変化して自分たちに戻ってくるという事でもあると思います。「情けは人のためならず

だけに負担が集中せず、高齢者を含めて広く負担するのが消費税である。だからこそ、消費税は少子高齢化社会で、社会保険の財源にするのにふさわしいと思う。だから、消費税を引き上げることに賛成だ。しかし、最近では、本来の目的以外に税金が使われているというニュースを見ることがある。例えば、高齢者が本当に困っているわけではないのに、救急車を呼ぶというニュースだ。暑いから、病院に行くのは疲れるから、といった理由だけで救急車を呼ぶのは、間違っていると思う。一つのわがままで、納税者の多くの努力が無駄になっている。このわがまを放置するわけにはいかない。だから私たちは、新聞などで税金の使われ方をより詳しく知る必要があると思う。

「税金を払えることは喜びと感謝。」
私も両親のように、そう感じられる大人になりたい。私が大人になっても、豊かで安心して暮らせる社会を保ち、さらによりよい社会を築けるように、税を通して社会に貢献していきたい。



秀作

中学生の「税についての作文」

2018(平成30)年度

市では、次代を担う中学生の皆さんに、「税についての作文」の募集を行いました。これは、家庭で学んだ税に関する事、報道で知った税の話題などをテーマとした作文を書くことにより、中学生の皆さんに税の正しい知識を持ってもらい、税に対する理解を深めてもらうことを目的として、租税教室の開催と併せて実施しています。今年度は、市内20校から3,091点の応募があり、厳正な審査の結果、市長賞をはじめ15点を選考し、賞状および記念品を贈呈しました。2019(平成31)年度も9月初旬に作品の募集を予定しています。市内中学生の皆さんの応募をお待ちしています。



松戸市副市長賞

栗ヶ沢中学校 3年
波間 南々美さん

私は何年前か前、通院、入院二百円の子ども医療費助成制度を知って、二百円しかお金がかららないことに驚きましたが、他にも自分に関わっていた医療制度があることを初めて知りました。

私は予定日より二ヶ月ぐらい早く生まれ、生まれた時の体重は、一六五四gでした。周産期センターのNICU(新生児集中治療管理室)での治療、入院が必要で、二か月くらい入院していたそうです。日本には、早産児や低出生体重児で生まれた子の医療費を助成してくれる「未熟児養育医療制度」があります。早産児や低出生体重児は、生まれてすぐに適正な治療を行うことが大切で、その時に必要な入院費や医療費の全額または一部を、自治体が負担してくれるという制度です。そして私は出生体重が二〇〇〇g以下だったので、この制度の対象でした。母は、病院での制度のことを教えてもらい、申請したのでも、二か月間入院していましたが、入院費用にかかったのは、おむつ代くらいだったそうです。二か月間の入院費が自己負担になると、とても困ったと思います。ただでさえ低い



松戸市教育委員会教育長賞

常盤平中学校 3年
笠原 さくらさん

「税金がなくなったら？私は今までこんなことを考えたことはほとんどありませんでした。中学生の私が触れたことのある税金といえば消費税くらいしか思い浮かばなかったからです。そんな時、私が住む松戸市では指定の燃やせるごみ袋が紙からビニールに変更されました。自分で買いに行くと新しくなったごみ袋を改めて見てみた時に、ごみ処理に関する税金について自分に関係があることなのではないかと興味を持ち、調べてみることにしました。

国の税金の使われ方は、社会保障関係費、公共事業費など様々なものがあります。その中で、地方での日常生活に結びつく教育、警察消防、環境衛生などの生活サービスを行うための、地方交付税交付金という費用の一部がごみ処理の費用として使われることが分かりました。

ところで、私は毎年ごみで困ることがあります。私たちが家族が住むマンションには大きなごみ捨て場が一つあります。しかし年末、ごみ収集車が来なくなると、ごみ捨て場は増え続けるごみで扉が開かなくなる程パンパンになってしまつてます。年明けに収集車が来てくれると本当に助かった、と思います。でももし税金がな

体重児で不安がいっぱいの入院治療の中、費用面で安心して入院できる制度はありがたかったと母は言っていました。大人が日頃納めてくれている税金が、巡って私たち家族の生活を、より便利に豊かにしてくれているのだということに改めて感じました。今まで税金という、何に使われているのか具体的によく分からなかったのですが、母がこの話を聞き、私が赤ちゃんといた時にもその税金のおかげで助けられ、役に立ったことを知り、とてもありがたく思いました。私みたくに小さく生まれてしまったら、病気がかかってしまつこと、誰も予期してなく、突然起こってしまうこと、急激に高額な費用の負担をすることは難しいという人は、きっとたくさんいると思います。そういう人を助けてくれる医療制度は、素晴らしい制度だと私は思います。当たり前のように税金は払っていかなくてはならないものだと思ってしまうが、自分にも大きく関わっていたことを知り、税金の大切さ、ありがたさを知ることができました。税金とは、困っている人にとってとても良い仕組みで作られていると思うので、自分が大人になったら、私たちを支えてくれる税金を納めることにきちんと自覚を持ち、支払っていききたいと思えます。そして私も恩返しできるように、社会に貢献できる大人になりたいです。

かかったら、税金のおかげで成り立っている収集車は来ないしごみ処理場もありません。自分のごみを自分で処理する事を想像するととても大変で、普段私たちがごみを捨てるのにどれ程助けられているかが分かります。今年の七月、西日本での豪雨のニュースを見て、被災地の人は、今でも災害ごみの影響でそれまでのような生活を送れず私の年末ごみ問題よりもっと切実に困っていることが分かりました。そのような所で税金は沢山使われていると思えます。膨しい量の災害ごみを処理するには多額の費用がかかるし、衛生的・文化的に健康な生活を送る為には、ごみ問題は私たちの生活に直結の問題だからです。

調べてみるとごみ袋の指定化、有料化の目的は家庭ごみの削減、手数料負担の公平化、分別の徹底などでした。ごみを減らす、家庭ごみ処理により多く税金を使ってしまうようにする目的だそうなんです。災害が起こって出してしまう瓦礫などの災害ごみは私たちにどうするつもりも出来ません。しかしそうでないごみなら減らせるものもあります。そうすれば、災害ごみの処理と被災地の復興を早めることにも繋がるかも知れないと思えます。

災害はいつ私たちに起こるか分かりません。でも普段から税金を納めれば、災害が起きた時誰か助ける力の一部になるだけでなく、自分も沢山の誰かが納めた税金に助けられていることがあり、と思います。税金には、そういう国民どうしの助け合いの関係があると感じました。社会で生活するため会費である税金を、しっかりと納められる大人になりたいと思いま

かかったら、税金のおかげで成り立っている収集車は来ないしごみ処理場もありません。自分のごみを自分で処理する事を想像するととても大変で、普段私たちがごみを捨てるのにどれ程助けられているかが分かります。今年の七月、西日本での豪雨のニュースを見て、被災地の人は、今でも災害ごみの影響でそれまでのような生活を送れず私の年末ごみ問題よりもっと切実に困っていることが分かりました。そのような所で税金は沢山使われていると思えます。膨しい量の災害ごみを処理するには多額の費用がかかるし、衛生的・文化的に健康な生活を送る為には、ごみ問題は私たちの生活に直結の問題だからです。

税の大切さ
中西 彩美さん(常盤平中学校)

税金に助けられている私
小武家 千夏さん(河原塚中学校)

北欧三国から見た日本の税金
三村 優実さん(旭町中学校)

ミライへつなぐ税
板橋 知香さん(第六中学校)

税が存在する理由
高木 優衣さん(第二中学校)

税の上の暮らし
川井 若菜さん(小金北中学校)

命を救う税金
團 桜子さん(聖徳大学附属女子中学校)

税金の大切さ
吉田 香凜さん(河原塚中学校)

私たちの命とつながる税
田中 海羽さん(第四中学校)

税の今と昔
許 馨怡さん(古ヶ崎中学校)

重要性の違い
齋藤 文香さん(根木内中学校)



優秀賞